

横断的事項について

地域区分に係る論点について

【背景】

- 障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増している。
- 障害者総合支援法に基づく障害者サービスの報酬に係る地域区分については、平成24年度改定で、それまで準拠していた国家公務員の調整手当(5区分:0%~12%)が地域手当(7区分:0%~18%)に完全移行したことを踏まえ、地域手当に準拠する見直しを行った。
- 一方、児童福祉法に基づく障害児サービスの報酬については、平成18年度から国家公務員の地域手当の区分を段階的に導入し、他の児童福祉施設と同様、平成22年度までの5年間で見直しを行っている。
- 本年8月の人事院勧告において、直近の民間の賃金の実態を反映するため、国家公務員の地域手当の見直しが示された。(激変緩和のための経過措置あり)
- なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間のサービス費用の配分方法を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすること(財政中立)が原則である。

【論点】

今般の地域手当の見直しを受け、障害者サービス及び障害児サービスに係る地域区分について、介護、保育等の対応を踏まえつつ、見直すことについてどう考えるか。また、これらの施行における経過措置についてどう考えるか。

平成24年度報酬改定における地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

地域割り		5区分				
上乗せ割合		特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域				
	官署が所在しない地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内で、市に限る)(※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定) ・以前官署が存在した地域(※上乗せ割合は、従前の区分と同様) 				
対象とする市町村の区域の時期		平成15年4月1日				



<見直し後>

7区分						
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域						
上記の <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域に囲まれている地域 ・対象となっている複数の地域に隣接している地域 ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
平成24年4月1日						

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)、平成27年度から完全施行。

地域区分と1単位あたり単価(障害者サービス)

○障害者サービス(見直し後の最終区分:平成27年度に完全移行)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活介護	11.46円	11.22円	10.97円	10.81円	10.49円	10.24円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

※激変緩和の経過措置として、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)を行っており、平成27年度から完全移行の予定。

地域区分と1単位あたり単価(障害児サービス)

○障害児サービス

			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
			18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児 通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の 場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)		10円									
	放課後等 デイサービス	重症心身障害以外の障害の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円			
障害児 入所支援	福祉型	知的 障害 の 場 合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
		盲 ろう あ の 場 合	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		当該施設が単独施設の場合		11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円	
			併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型 (含:指定医療機関)	自閉症の場合		10円								
肢体不自由の場合		10円										
重症心身障害の場合		10円										
障害児相談支援			11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

給与勧告の概要

—平成26年8月7日 給与勧告の骨子より一部抜粋—

III 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

【俸給表等の見直し】

- ① **行政職俸給表（一）** 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ

【地域手当の見直し】

- ① **級地区分・支給割合** 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
 - * 賃金指数93.0%以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0%以上）
 - * 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）

- ② **支給地域** 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ

給与勧告制度の基本的考え方

—平成26年8月7日 給与勧告の骨子より抜粋—

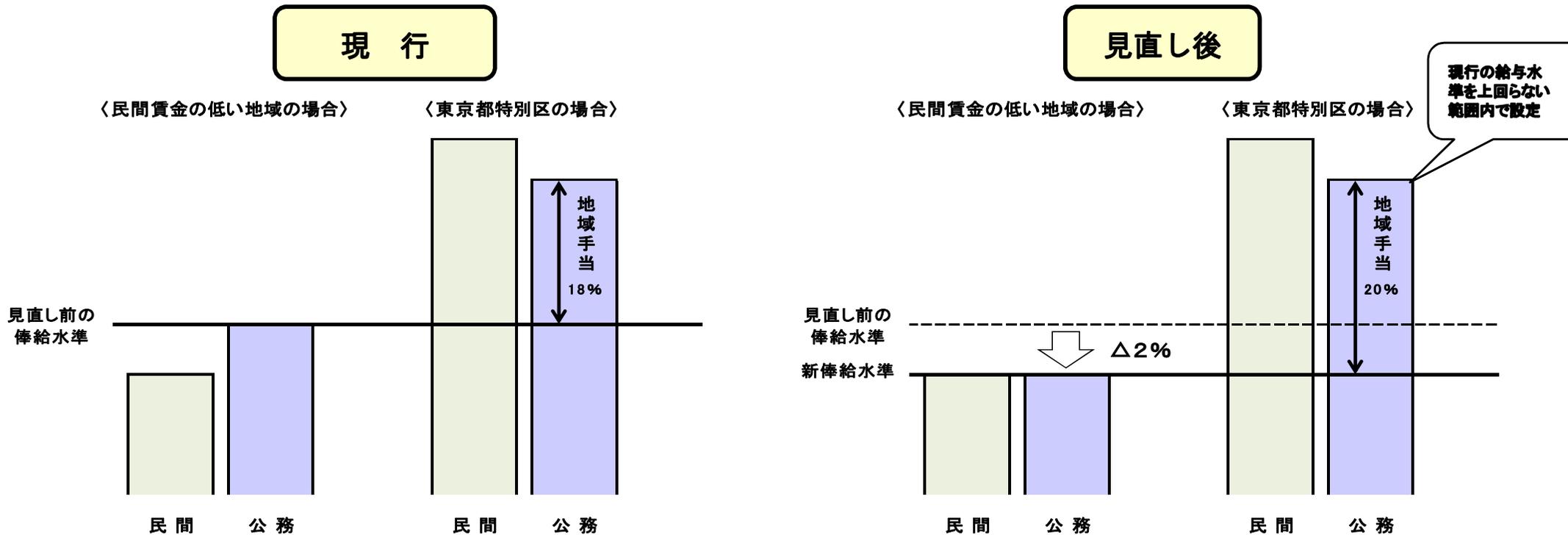
- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2-② 地域間の給与配分の見直し

地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均で2%引き下げます。
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合の見直しを行います(3%~最高20%)
- ③ 地域手当の支給地域について、更新されたデータに基づき支給地域の見直しを行います。

※ 全国各地に官署が所在し同一水準の行政サービスの提供が求められること、転勤等を含む人事管理上の事情等を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界



視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る論点

【背景】

- コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者が多数利用する日中活動系のサービス事業所については、コミュニケーション等の支援について専門的知識を有する職員を加配した場合に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」により報酬上の評価を行っている。
- 一方で、障害者支援施設やグループホーム等の居住系サービスについては加算による評価がないため、重度の視覚障害者等が生活の場において、職員や他の利用者とのコミュニケーションが困難になっている。

【論点】

- 意思疎通が困難な者に対する支援について、生活の場におけるコミュニケーションの支援を行うことについてどう考えるか。

論点：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直しについて

- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、コミュニケーションに困難がある者について、日中活動を円滑に実施する観点から、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置した場合に加算することとしている。
- 一方で、施設入所支援やグループホーム等の居住系サービスについては、活動の場ではなく生活の場であることから報酬上の評価を行っていなかったところであるが、障害者の重度化・高齢化を踏まえると、地域で生活していた視覚障害者等がグループホーム等へ入居・入所していくことが想定されることから、生活の場における職員や他の利用者とのコミュニケーション支援についても検討が必要なのではないか。



- 施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助について、意思疎通に関し専門性を有する者を配置することについてどう考えるか。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件等について

【概要】

- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に加算する。

【単価】

41単位

【対象サービス】

- 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

【算定要件】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であること。
(重複の場合は2人換算)
※「重度の障害がある者」とは、
 - ①視覚障害者：身体障害者手帳1級又は2級であって、コミュニケーションに支障がある者
 - ②聴覚障害者：身体障害者手帳2級に該当し、コミュニケーションに支障がある者
 - ③言語機能障害者：身体障害者手帳3級に該当し、コミュニケーションに支障がある者
- 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を、利用者の数を50で除した数以上配置していること。
※「専門性を有する者」とは、
 - ①視覚障害：点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
 - ②聴覚障害又は言語機能障害：手話通訳等を行うことができる者

身体障害者障害程度等級表(抄)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能 障害	
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの			
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定状況

サービス種類	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	取得率 (事業所)
生活介護	4,716,189	115,029	48,243,021	5,986	130	1.52%
自立訓練(機能訓練)	100,655	2,455	1,068,119	236	12	6.82%
自立訓練(生活訓練)	18,040	440	189,118	25	4	0.34%
就労移行支援	108,035	2,635	1,141,194	181	18	0.64%
就労移行支援(養成施設)	111,028	2,708	1,148,015	136	3	60.00%
就労継続支援(A型)	188,518	4,598	1,954,747	234	11	0.49%
就労継続支援(B型)	1,291,295	31,495	13,319,451	1,860	85	0.97%
合計	6,533,760	159,360	67,063,665	8,658	263	1.11%

【出典】国保連データ(平成26年6月サービス提供分)

視覚・聴覚言語障害者の状況

<主な障害の種類別 身体障害者手帳交付台帳登録数>

主な障害の種類	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	357,972	118,874	104,154	27,979	28,700	46,906	31,359
	100.0%	33.2%	29.1%	7.8%	8.0%	13.1%	8.8%
聴覚・平衡機能障害	434,594	21,737	99,063	53,984	93,882	2,917	163,011
	100.0%	5.0%	22.8%	12.4%	21.6%	0.7%	37.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	60,309	2,667	3,942	34,467	19,233	-	-
	100.0%	4.4%	6.5%	57.2%	31.9%	-	-

※手帳所持者の有する「主な障害」の種類別の身体障害者手帳の等級別の数値であり、複数の障害を有する者については、主な障害の欄のみに記載されている。

【出典】平成24年福祉行政報告例

<障害の種類別 障害者支援施設入所者数>

	入所者数
障害者支援施設入所者	120,523
うち身体障害者	43,082
うち視覚障害者	2,750
うち聴覚・言語障害者	3,498

【出典】平成24年社会福祉施設等調査(回収率89.4%)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する団体からの要望

・改正された障害者基本法において、「言語(手話を含む)その他の意思疎通の手段の選択の機会の確保」することが基本理念に入りました。これを踏まえて聴覚障害者が必要とするコミュニケーション支援の加算を設けて下さい。

現行の「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を聴覚障害者一人から適用できるようにして下さい。
(全日本ろうあ連盟)

・現行の「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」においては、全体手話通訳のような「1対多数」のコミュニケーション支援は可能であるが、盲ろう者のように、基本的に「1対1」のコミュニケーション支援が必要な場合には対応できない。現状においては、盲ろう者を受け入れている日中活動系事業所は、コミュニケーションの技法を身につけたボランティアにより対応している実態があるが、相当に無理を生じている。したがって、盲ろう者の多様なコミュニケーション方法に対応できる、よりきめ細かな通訳・介助者の配置を可能とする新たな加算の創設について検討していただきたい。

・現状においては、同居していた家族の高齢化などに伴って、盲ろう者がグループホームや施設入所支援を利用する場合、盲ろう者は、他の入居者とのコミュニケーションを含め、周囲の人間とコミュニケーションを取ることは難しく、また、情報の取得や発信もできないという極めて非人間的な条件下での生活を余儀なくされる。したがって、盲ろう者へのコミュニケーション支援を可能とするような新たな「意思疎通支援加算(仮称)」の創設について検討していただきたい。

(以上、全国盲ろう者協会)

送迎加算に係る論点

【背景】

- 送迎加算は、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として各都道府県により実施されていた助成事業を、平成24年度報酬改定で加算として導入したものの。
- その経緯から、基金事業において都道府県が認めていた基準において、加算を算定できるものとしており、地域により算定基準が異なる状況にある。

【論点】

- 都道府県ごとに算定基準が異なる現状を踏まえ、現行の送迎加算の算定要件についてどう考えるか。

論点：送迎加算の見直しについて

【送迎加算の現行要件(障害児を除く)】

- 送迎を行った当該月において、以下の条件を満たす場合に算定。
 - ・居宅から事業所までの送迎を実施
 - ・1回の送迎につき平均10人以上
 - ・週3回以上の送迎を実施

※なお、基金事業で都道府県独自の基準を認めていた場合はその基準の適用が可能



【都道府県による独自基準の状況】

○独自基準を認めている都道府県数 28

○独自基準の内容(複数回答あり)

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ①居宅以外への送迎も認める(最寄り駅等の居宅以外への送迎も評価 等) | 9 |
| ②1回の送迎の平均人数の要件緩和(送迎人数の制限なし、平均5人以上 等) | 21 |
| ③送迎頻度の要件緩和(頻度の制限なし、週1回以上 等) | 4 |
| ④当月以外の実績も加味(直近1か月の実績 等) | 6 |
| ⑤基準該当サービスも対象 | 1 |

- 送迎加算は、基本報酬で評価している以上の送迎実態を評価することを目的としている一方で、基金事業で都道府県独自の基準を認めていた場合はその基準の適用が可能となっているが、今後の取扱いについてどう考えるか。

【考えられる対応例】

- ① 国基準を一律に適用する。
- ② 基金事業からの独自基準を継続して認める。
- ③ 国基準の要件を緩和する一方、現行の国基準の要件を満たす事業所と緩和した要件を適用する事業所で単価に差を設ける。

送迎加算

○ 概要

利用者に対して、その居宅と事業所との間等の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

○ 算定要件

・送迎を行った当該月において、以下の条件を満たす場合に算定する(※1)。

- ①居宅から事業所までの送迎を実施(※2)
- ②一回の送迎につき平均10人以上(※3)
- ③週3回以上の送迎を実施(※3)

※1 平成23年度まで、障害者自立支援対策臨時特例基金の「通所サービス等利用促進事業」として実施していた場合に、都道府県知事が独自で認めていた基準がある場合はその基準を適用することが可能

※2 放課後等デイサービスにおいては、学校と事業所間の送迎も対象

※3 短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービスは当該要件の対象外

○ 対象サービス及び算定単位数

■ 生活介護 (27単位)

※ 重度者が 60/100 以上いる場合 +14単位

■ 短期入所 (186単位)

■ 機能訓練 (27単位)

■ 生活訓練 (27単位)

■ 就労移行支援 (27単位)

■ 就労継続支援A型 (27単位)

■ 就労継続支援B型 (27単位)

■ 児童発達支援※ (54単位)

■ 放課後等デイサービス※ (54単位)

※児童発達センターで行う場合と、主として重症心身障害児の単価を適用している場合は算定不可

○ 請求事業所数 16,424 (国保連平成26年3月実績)
(全サービス合計)

○ 対象者数 231,065(国保連平成26年3月実績)
(全サービス合計)

送迎加算の取得率

サービス種別	加算の取得率	利用者数	事業所数	費用総額(円)
生活介護	32.7%	82,488	4,392	810,574,200
短期入所	16.2%	6,259	1,007	43,869,062
自立訓練（機能訓練）	14.2%	362	55	1,880,682
自立訓練（生活訓練）	24.1%	3,122	497	24,603,956
宿泊型自立訓練	0.0%	0	0	0
就労移行支援	22.1%	6,117	1,077	52,953,375
就労継続支援A型	19.1%	7,022	599	69,317,374
就労継続支援B型	34.8%	62,862	4,150	553,574,095
児童発達支援	18.2%	8,509	1,147	66,878,589
放課後等デイサービス	74.7%	54,324	3,500	497,110,375
合計	34.2%	231,065	16,424	2,120,761,708

※平成26年3月 国保連データ

送迎加算に関する団体からの要望

- ・電動車いす利用者など少ない人数であっても支援の必要度が高い場合がある。6割以上の要件に加え、ストレッチャー利用者、電動車いす利用者、車いす利用者1人以上の場合、加算の対象としていただきたい。
(全国身体障害者施設協議会)
- ・盲ろう者は、単独通所が困難であり、希少な障害であることから、盲ろう者が利用可能な事業所は、広域的な利用を余儀なくされている。したがって、大型車両による送迎を前提として送迎加算ではなく、公共交通機関を利用する形態を含めて、個別的な送迎が可能となる新たな送迎加算を検討していただきたい。
(以上、全国盲ろう者協会)
- ・送迎加算がつくられたが、従来の基金事業のときよりも水準が低い。
(全国精神障害者地域生活支援協議会)
- ・送迎加算は対象1名から、最寄り駅や病院・外出先等の幅広い場所からの送迎も対象としていただきたい。
(全国社会就労センター協議会)
- ・利用者1人1日当たりの送迎分人件費相当分、並びに地域により長距離の移動も考慮した燃料費、車両整備費等も考慮していただきたい。
(全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- ・送迎加算については、小規模な事業所に配慮して1日平均10人以上送迎という人数条件を緩和して下さい。また農村部などで電車を利用して駅から事業所までの送迎が必要な場合がありますので、居宅－事業所間の送迎という条件を緩和して下さい。
(日本自閉症協会)
- ・学校との間や日中活動サービス事業所との行き来は、事業所のサービスで実施しているが、加算対象としてほしい。
(日本発達障害ネットワーク)

栄養マネジメント加算に係る論点

【背景】

- 栄養マネジメント加算は、個別の障害(児)者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施を評価するものとして、平成21年度報酬改定の際に創設されたもの。
- 算定要件の一つとして常勤の管理栄養士の配置を求めているが、平成27年3月31日までの経過措置として、「栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士」の配置でも認めている。

なお、経過措置については、当初平成23年度末までの予定であったが、平成24年度の報酬改定の際に、管理栄養士の配置が進んでいなかったことを踏まえ、更に平成26年度末まで延長を行った。

【論点】

管理栄養士の配置状況を踏まえ、経過措置の延長の必要性について検討するべきではないか。

栄養ケア・マネジメントの状況について

【現状】

施設入所支援・福祉型障害児入所施設における栄養マネジメント加算の取得率は、前回の報酬改定時は37.8%であったが、現状は以下の通り。

- 施設入所支援・・・37.4%
- 福祉型障害児入所施設・・・21.6%

※ 国保連データ(平成26年3月)

施設入所支援で栄養マネジメント加算を算定している事業所のうち、経過措置の適用を受けている施設数は、前回の報酬改定時には45.7%であったが、現在は22.1%と半減している。

	事業所数	%
栄養マネジメント加算を算定している事業所数	190	100.0%
うち、常勤・管理栄養士を配置している事業所数	144	75.8%
うち、非常勤・管理栄養士を配置している事業所数	4	2.1%
うち、常勤及び非常勤管理栄養士のいずれも配置していない事業所数(栄養士のみを配置・経過措置適用)	42	22.1%

※ サービス提供実態調査

論点：経過措置延長の必要性について

- 栄養ケア・マネジメント(個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導等)は本来、管理栄養士の業務である。
- 前回の経過措置延長により、栄養ケア・マネジメント実施は栄養士から管理栄養士へと確実に移行している。
- 一方で、施設における栄養マネジメント加算の取得率は従前と同程度となっている。



- 入所施設における栄養ケア・マネジメントを進めていく観点から、経過措置の延長や管理栄養士の評価について、どう考えるか。

管理栄養士と栄養士の違い

	管理栄養士	栄養士
免許	厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
名称	管理栄養士	栄養士
条件	栄養士であって、管理栄養士国家試験に合格すること	栄養士養成施設において、2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得すること
定義・業務 (平成12年の改正前)	栄養士について規定する業務であって複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士	栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者

＜改正の趣旨＞生活習慣病の疾病の発症と進行を防ぐためには、生活習慣の改善、なかでも食生活の改善が重要。栄養指導の分野においては、個人の身体状況や栄養状態等を総合的、継続的に判断し指導する栄養評価・判定の手法の普及が必要。

➡ 栄養評価・判定に基づく適切な指導を行うための高度な専門的知識及び技術を持ち、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等の業務に対応する管理栄養士の育成を図るもの。

(改正後)

管理栄養士の名称を用いて

- 傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導
- 個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導
- 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等

を行う事を業とする者

栄養士の名称を用いて
栄養の指導に従事することを業とする者

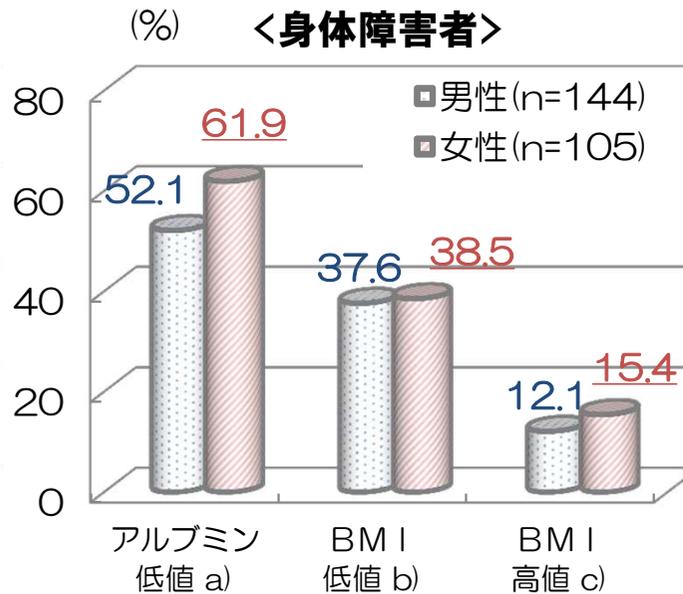
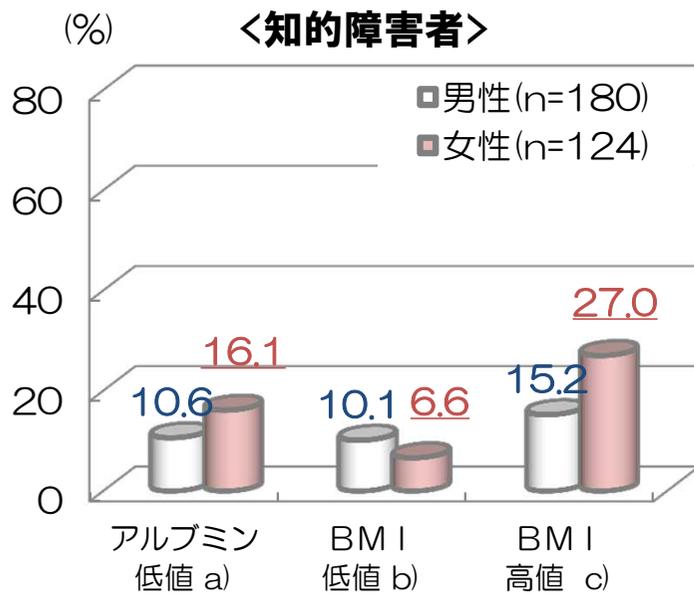
栄養ケア・マネジメントの必要性について

- (1) 障害者入所施設における入所者は、低栄養・過栄養状態の者が高い割合で見られた。
- (2) 施設利用者に対する栄養スクリーニング・アセスメントの実施率は9割程度であったものの、結果を活用した個別の栄養ケア計画の作成等に至っていない施設が半数であった。

厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業

平成18～20年「障害者の健康状態・栄養状態の把握と効果的な支援に関する研究」(研究代表者:中山 健夫)

(1) 障害者入所施設における入所者の低栄養・過栄養状態の出現状況



a) アルブミン低値：基準値3.9g/dL、または3.7g/dL以下、b) BMI低値：18.5kg/m²未満 c) BMI高値：25.0kg/m²以上

(2) 栄養アセスメントの状況について

知的障害者施設及び身体障害者施設において、栄養アセスメントは何かしら実施されている。

- (例) ● 定期健康診断
● 身長、体重等測定
● 血圧、血液生化学検査
● 食事の喫食状況 等

特に問題がある施設利用者に対して、何も対策をとっていない施設が2割～3割程度存在した。

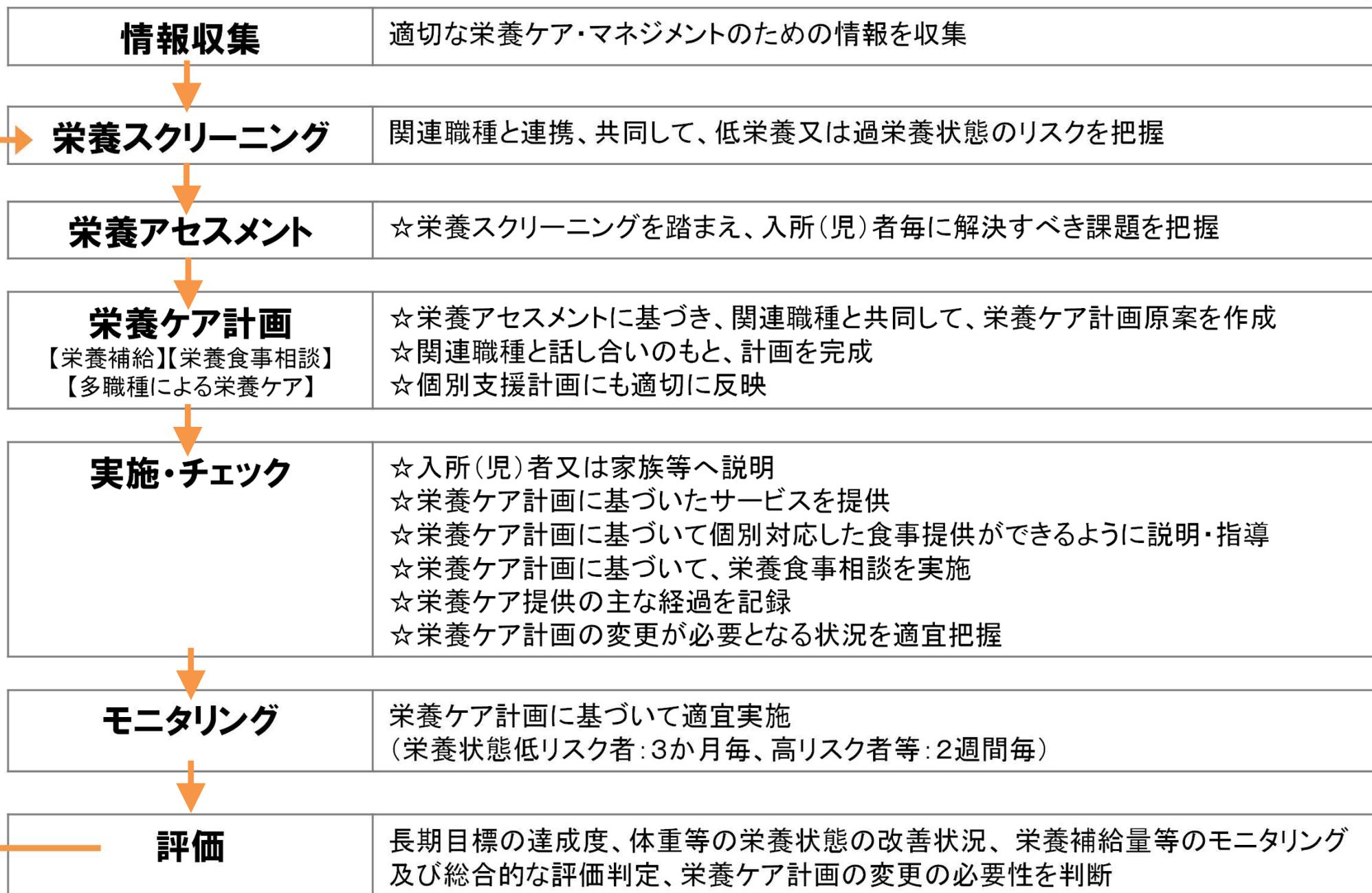
- (例) ☆ 摂食・嚥下障害をもつ利用者
☆ 食行動の異常を持つ利用者
☆ 肥満ややせの利用者 等

最適な栄養ケアの提供が必要(児の場合は発育や発達も配慮)

給食を通じた栄養管理 → 個々の対象とした栄養ケアを踏まえた栄養管理

栄養ケアマネジメントの主な実施及び実務について

サービスの評価・継続的な品質改善



食事提供体制加算に係る論点

【背景】

- 支援費制度のデイサービスや短期入所については、食費のうち食材料費のみを自己負担としていたところであるが、障害者自立支援法の施行の際、食費を原則として全額自己負担とした。
- このため、引き続き、利用者の食費負担が食材料費のみとなるよう、所得の低い者について、施行後の3年間(平成21年3月31日までの間)の期限付きで、食費のうち人件費相当分(1日42単位)を食事提供体制加算としてサービス提供事業所等に給付する措置を講じた。
- その後、取得率の高さ等を理由として、過去2回の報酬改定で、経過措置が延長され、現在、平成27年3月末までの時限措置となっているところ。

【論点】

平成27年3月末で経過措置の期限が切れることを踏まえ、今後の加算の取扱いについてどう考えるか。

食事提供体制加算の算定要件等について

【食事提供体制加算(食事提供加算)】

○算定要件

収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設の調理室を利用して、調理員による食事の提供を行った場合に算定可能。(ただし、一定の要件のもとで外部委託も可能。)

当初は平成21年3月31日までの経過措置だったが、過去2回の報酬改定の際に延長し、現在は平成27年3月31日までとなっている。

○対象サービス

①障害者

生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練・宿泊型)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

②障害児

児童発達支援(福祉型・医療型)

○単位数

①食事提供体制加算 通所系・・・42単位 短期入所 宿泊型自立訓練・・・68単位

②食事提供加算 I・・・42単位(中間所得者) II・・・58単位(低所得者等)

食事提供体制加算の取得率

サービス種別	加算の取得率	利用者数	事業所数	費用総額
生活介護	39.7%	100,196	5,674	705,589,804
短期入所	86.2%	33,228	3,338	169,612,735
自立訓練（機能訓練）	27.0%	690	114	2,642,879
自立訓練（生活訓練）	42.0%	5,433	696	34,315,647
宿泊型自立訓練	67.3%	2,837	168	50,899,300
就労移行支援	40.6%	11,238	1,507	76,465,551
就労継続支援A型	31.2%	11,454	750	86,234,973
就労継続支援B型	49.0%	88,699	4,455	627,064,425
児童発達支援	71.2%	13,248	359	64,257,443
児童発達支援（医療）	75.9%	2,031	98	6,291,740
合計	43.1%	269,054	17,159	1,823,374,497

※平成26年3月 国保連データ

加算対象となる所得区分等について

○ 食事提供体制加算の対象となる所得区分は以下の通り
 (下記の表は所得区分と障害福祉サービスの負担上限額の関係を示したもの)

加算対象区分

1. 障害者

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 (※1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)(※2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

2. 障害児

区分	世帯の収入状況	負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)(※3)	通所、ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

※1 3人世帯で障害年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象

※2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象。

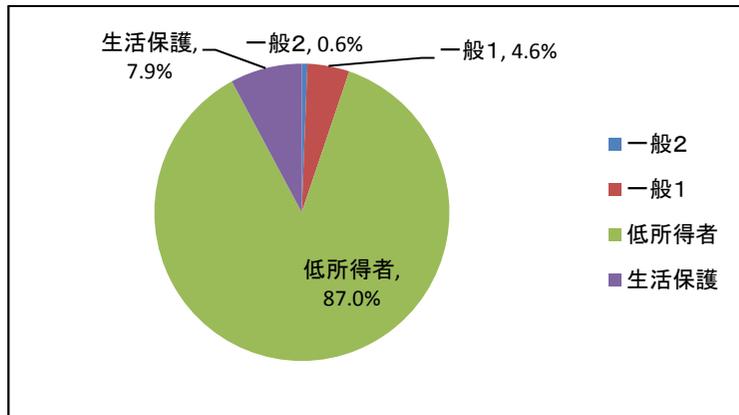
※3 収入が概ね890万円以下の世帯が対象。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得区分毎のサービス利用状況・利用者負担額

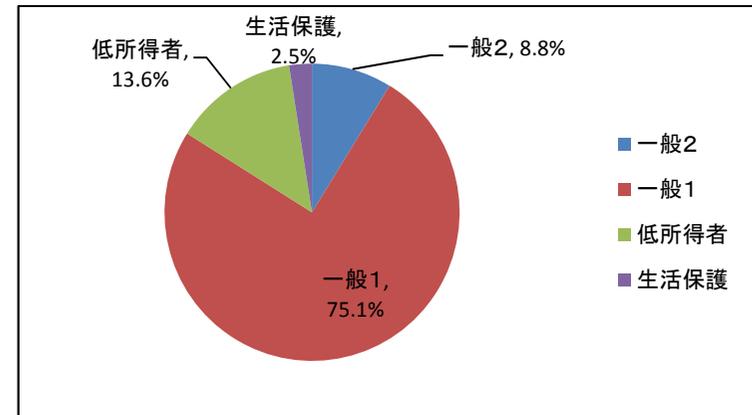
○ 障害者

所得区分	平成26年3月				
	利用者数 (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	0.2	0.6%	1.4	0.1	8.80%
一般1	1.3	4.6%	12.7	0.7	5.84%
低所得者	24.4	87.0%	339.4	—	—
生活保護	2.2	7.9%	24.0	—	—
計(平均)	28.0	100.0%	377.6	0.9	0.23%



○ 障害児

所得区分	平成26年3月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	12,564	8.8%	8.3	0.8	9.76%
一般1	107,059	75.1%	81.1	3.6	4.47%
低所得者	19,388	13.6%	17.4	—	—
生活保護	3,518	2.5%	3.5	—	—
計(平均)	142,529	100.0%	110.4	4.4	4.03%



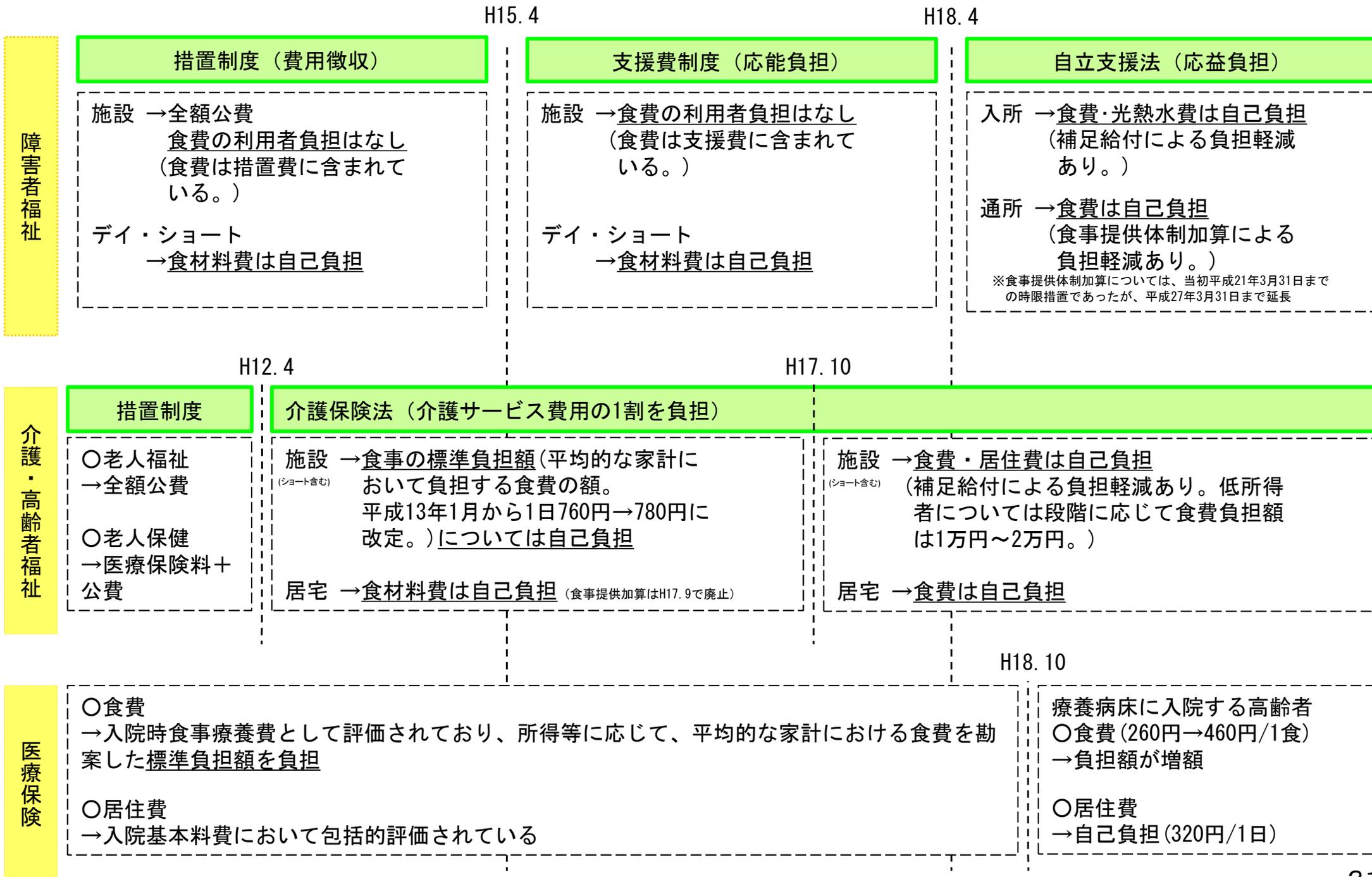
利用契約上の食事提供に要する費用(人件費)

○ 利用契約上の利用料(生活介護:平成26年5月分)

	1人あたり(月額)
食事の提供に 要する費用	5,566.21円

※ サービス提供実態調査

障害者福祉等における食費負担の変遷について



食事提供体制加算に関する団体からの要望

・食事提供体制加算については、平成24年度改定において3年間延長されたが、利用者負担の軽減の観点から、恒久化していただきたい。

(全国身体障害者施設協議会)

・食事提供体制加算については平成27年3月31日までの経過措置とされていますが、利用者の生活に直結するものであり、健康保持とも切り離せないものであるため、本加算に係る経過措置を撤廃し、恒久的な加算として位置づけるようお願いいたします。

(日本知的障害者福祉協会)

・経過措置の食事提供体制加算を継続すべき。

(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)

補足給付に係る論点

【背景】

- 施設入所者の食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)について、どこで暮らしていても必ずかかる費用であることから、利用者が自ら負担することとしているが、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額(食費・光熱水費に係る平均的な費用の額)から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を特定障害者特別給付費(いわゆる「補足給付」)として支給することとしている。
- 補足給付の算定に係る基準費用額については、障害(食費48,000円、光熱水費10,000円)となっている。一方、介護については(食費42,000円、光熱水費10,000円)となっている。

【論点】

- 論点① 基準費用額の水準について、どのように考えるか。
- 論点② 補足給付の算定における平均的な家計における一人当たりの支出額の経過措置について、どう考えるか。

論点①: 基準費用額について

- 補足給付の基準費用額の設定に当たっては、障害独自の調査が行われていなかったことから平成14年の介護施設経営実態調査を基に、基準費用額を58,000円(食費48,000円、光熱水費10,000円)としたところ。
- 一方で、介護保険の補足給付の基準費用額については(多床室の場合)平成16年介護事業経営概況調査を基に、平成17年から基準費用額を52,000円(食費42,000円、光熱水費10,000円)としている。
- 制度創設以降、基準費用額の見直しは行われておらず、平成26年の消費税引上げの際も、同様の制度である介護保険サービスにおいて実態調査を行った結果、現行の基準費用額と消費税引上げの影響を加味した調査結果の額に見直しを要するほどの差が生じていなかったこと及び障害福祉の経営実態調査の直近のデータがなかったことから、介護と同様に基準費用額については据え置くこととした。



- 補足給付の基準費用額の水準についてどう考えるか。

〈基本的な考え方〉

- 基準費用額については、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえ検討する。

補足給付について

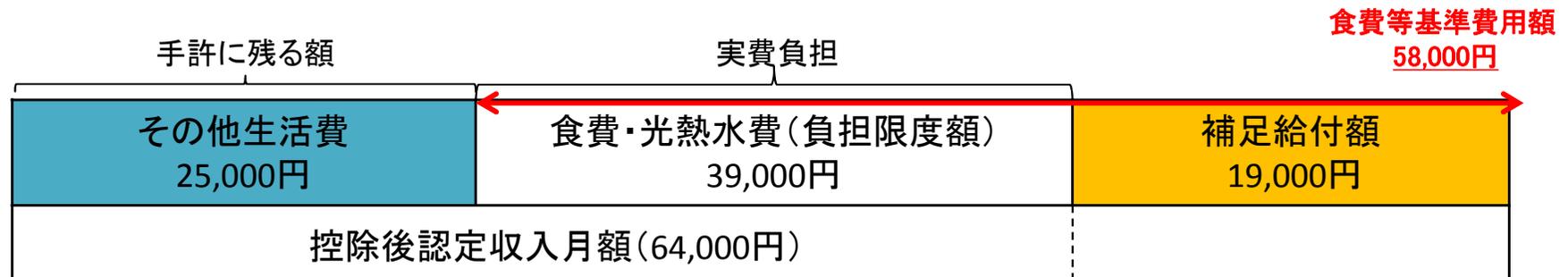
入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対しては、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、基準費用額(58,000円)から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

○補足給付の額

	補足給付の額
控除後認定収入額(*)が66,667円を超える場合	(月額)58,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額) = (66,667円－その他生活費の額) + (控除後認定収入額－66,667円) × 50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	(月額)58,000円－負担限度額(月額) ※負担限度額(月額) = 控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	(月額)58,000円

* 一月における、収入から税、社会保険料を控除した額

現行 例: 入所施設対象者(60歳未満、控除後認定収入額(月額 64,000円)の場合)



論点②: 平均的な家計における一人当たりの支出額の経過措置について

- 20歳未満の者の補足給付については、本人がまだ障害年金を受給しておらず、実際には保護者が食費等の費用を負担することとなると想定されることから、こうした事情を踏まえた算定方法としている。
- 具体的には、平均的な家計における一人当たりの支出額から、食費・光熱水費以外に要する費用(その他生活費)等を控除して得た額を食費等の負担限度額としている。
- 一般1世帯においては、世帯の負担軽減を図るため制度施行時から、平均的な家計における一人当たりの支出額を住民税非課税世帯と同様の額とする経過措置をおいている。



- 当該経過措置は、平成27年3月31日までとなっているが、経過措置について、どう考えるか。

区分	平均的な家計における一人当たりの支出額
生活保護世帯 住民税非課税世帯 一般1世帯	50,000円
一般2世帯	79,000円

一般1世帯: 市町村民税課税世帯であって所得割の額28万円未満の世帯
一般2世帯: 市町村民税課税世帯であって上記以外の世帯

補足給付について(20歳未満)

20歳未満の施設入所者に対する補足給付の経過措置について

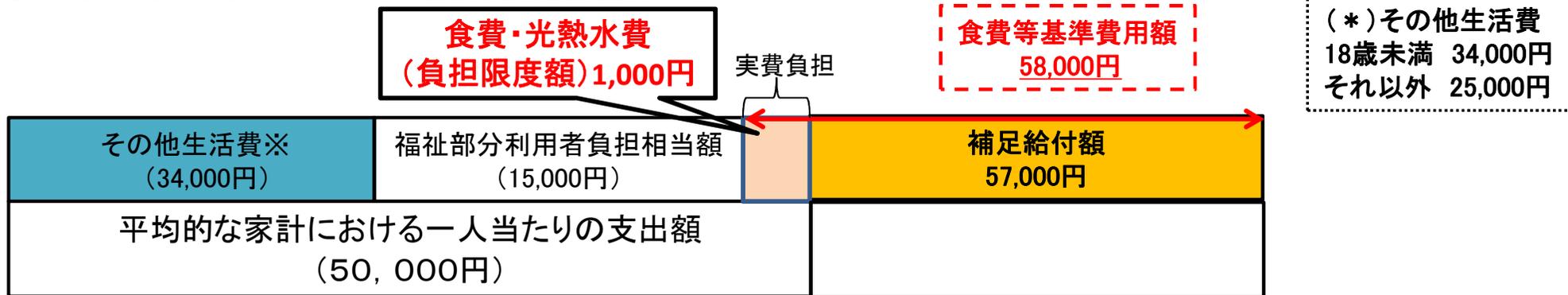
【内容】

一般1世帯においては、世帯の負担軽減を図るため制度施行時から、平均的な家計における一人当たりの支出額を住民税非課税世帯と同様の額とする経過措置をおいている。

○補足給付の額

区分	補足給付の額
生活保護世帯 住民税非課税世帯 一般1世帯(※H26年度末まで)	(月額)58,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額)＝ <u>50,000円</u> －その他生活費の額(*)－福祉部分利用者負担相当額(上限15,000円)
一般2世帯	(月額)58,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額)＝ <u>79,000円</u> －その他生活費の額(*)－福祉部分利用者負担相当額(上限37,200円)

【例】 障害児入所施設利用者、一般1世帯(所得割28万円未満)、施設利用料240,000円の場合



【例】 障害児入所施設利用者、一般2世帯(所得割28万円以上)、施設利用料240,000円の場合

